

早期事業化を！

竹内南地区 複合一貫輸送に対応した 貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕

我が国唯一の環日本海定期貨客船や外航クルーズ船に対応した新たな貨客船ターミナルの整備

課題：環日本海定期貨客船やクルーズ船 に対応する専用岸壁がなく、大型クルーズ船寄港の際は原木等を取扱う岸壁に係留せざるを得ない状況。このため、「**景観・異臭などの問題**」、「**貨物船との係船調整(沖待ち)**」、「**CIQ体制が不十分(入国手続きに時間がかかる)**」などの問題が生じている。



昭和南地区

【CIQ体制が不十分】

貨物船(原木、チップ)とクルーズ船が同一岸壁を利用

- 入国手続きを**2時間程度**で終わることが不可欠
- 現在の出入国審査7ブースでは、**2時間で700人が限界**

大型クルーズ船(乗客2,000人)の場合、昭和南地区岸壁から昭和北地区の**仮設ターミナル**まで(約2km)乗客をバス移送で対応せざるを得ない。また、仮設ブースも設置し、受入体制を確保している状況。

現在、バス移送での暫定対応



○クルーズ船が急増！

- ・2012年 ⇒ **16回寄港** (本州日本海側港湾では最多の寄港回数！)
- ・2013年 ⇒ **20回以上寄港** ・2014年 ⇒ **30回以上寄港**

2013年寄港予定		寄港船舶			備考
期日	船名	総トン数	全長	乗客定員	
5/1, 9/28	にっぽん丸	22,472t	166.6m	524名	
5/3, 5/7, 5/20	カレドニア・スカイ(英)	4,200t	90.6m	114名	(5/20)ファーストポート
5/14, 7/7	サン・プリンセス(米)	77,441t	261.3m	1,990名	(7/7)ファーストポート
5/15, 5/19, 6/1	クリッパー・オデッセイ(米)	5,218t	103m	128名	(5/15)ラストポート (5/19)ファーストポート (6/1)ファーストポート
5/15, 6/5, 9/4	コスタ・ヴィクトリア(伊)	75,166t	252.9m	1,928名	(5/15)ファーストポート (6/5)ファーストポート (9/4)ファーストポート
9/2	飛鳥II	50,142t	241m	872名	
10/18	ル・ソリアル(仏)	10,700t	142.3m	264名	ラストポート
調整中	クラブ・ハーモニー(韓)	25,558t	174.2m	1,000名	複数回寄港予定
調整中	コスタ・ヴィクトリア(伊)	75,166t	252.9m	1,928名	複数回寄港予定

既に2014年まで続々とオファーあり！

新たに世界最大手の客船会社(プリンセスクルーズ社)から11万トン級(乗客3,000人)の大型クルーズ船の10回以上の寄港オファーもあり、**2013年の寄港予定回数を大幅に上回る勢い！**

しかしながら、2014年の大型クルーズ船の寄港については、**貨物船と係留が重複するため、寄港を断らざるを得ない。**



専用岸壁となる貨客船ターミナルの整備(新規事業採択)が急務！

竹内南地区貨客船ターミナル整備 ~みなとを核とした官民連携による賑わいづくり~



貨客船ターミナルイメージ



重点整備を！

中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕

外貨貨物の増加、船舶の大型化、既設施設の混雑等に対応した岸壁(-12m)の整備

課題：ふ頭用地の不足に伴う非効率な荷役



境港は西日本の合板製造拠点



境港背後の合板工場が拡張
〔合板の安定供給を支えるための増産体制の整備〕



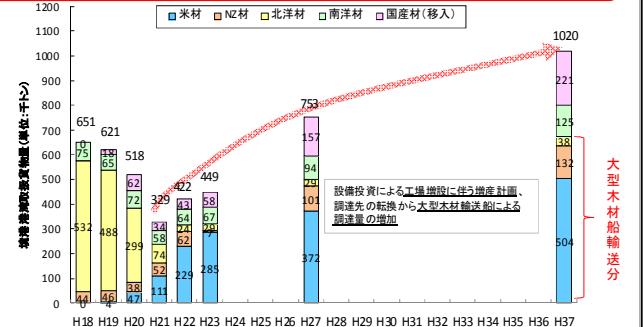
- 設備投資
 - 平成22~25年 39億円
 - 平成23年 1億円
 - 平成24~25年 10億円
 } 50億円
- 雇用創出
 - 工場増設による直接雇用増 30名程度

平成25年には合板の増産体制が
整い原木輸入量が増加

合板増産に伴い原木の野積が増加
↓
更に野積場が不足



設備投資および大型原木船による調達量の増加



ふ頭用地の前倒し整備
・国土交通省：泊地浚渫前倒し
・境港管理組合：ふ頭用地造成前倒し

区分	施設名	事業費(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
直轄事業	岸壁(-12m)	5,000			(地盤改良)	(岸壁工事)	
	泊地(-12m)	990			(浚渫工事)			前倒し
境港補助	道路・緑地	50						(道路工事)
境港管理組合	起債	ふ頭用地		(1期工事) (調査設計)	(2期工事)	(3期工事)		(4期工事)
合計		8,500						前倒し

4 国土強靱化を推進する防災・安全交付金 及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について

《提案・要望の内容》

○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。

※国土の強靱化を推進する事前防災・減災対策や暮らしの安心・地域活性化等に重点的に取り組むことは喫緊の課題である。

- ・全国的には、平成23年の台風12号や平成24年の梅雨前線など近年も豪雨によって甚大な被害が発生している。
- ・東日本大震災の教訓から公共交通インフラ等の耐震化、遡上する津波に対する海岸堤防や河川堤防の整備などの総合的な地震対策が急務であるとともに、中央自動車道・笹子トンネル事故によってインフラの老朽化対策の深刻さが再認識された。
- ・京都府亀岡市をはじめとして全国で痛ましい通学児童の死亡事故が発生し、早急な通学路の安全対策も求められている。

※当県においても、平成23年の台風12号によって堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水や集落が孤立、現在でも土石流対策が行われていない要援護者施設や侵食対策が完了していない海岸が残されている。また、本年7月の大雨によって、浸水常襲地帯において道路冠水により孤立住宅が発生、更に、緊急輸送道路である国道の法面が崩壊し、広域交通を支える幹線道路が数日間全面通行禁止になるなど、多大な影響が生じた。

※また、長寿命化計画を策定して橋梁等の安全確保と維持管理コストの縮減に努めているが、今後急速に進展する老朽化への対策が不可欠であるとともに、大規模地震に備えた橋梁等の耐震補強、緊急輸送道路の防災対策も急務であることに加え、平成24年度の緊急点検に基づいた通学路の安全対策を平成26年度までに緊急的に実施する必要がある。

〈主な箇所〉

[治水対策]

- ・河川事業 大路川：都市部貫流河川の治水安全度向上（堤防腹付けなど）
- ・砂防事業 深谷川：災害時要援護者施設の土砂災害防止
- ・海岸事業 湯山海岸：山陰海岸国立公園の海岸侵食対策

[老朽化対策]

- ・道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新

[大規模地震対策]

橋梁の耐震補強：国道431号境水道大橋など

[防災対策]

- ・緊急輸送道路等の落石防止対策、未改良区間の改良等

[通学路の安全対策]

平成24年度の緊急点検に基づく要対策箇所等

○浸水常襲地区(青木箇所)の浸水被害状況

平成23年台風12号により法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの青木地区で浸水被害が発生。(床上4戸、床下40戸) 県道の通行止めにより集落が孤立。



本年7月の降雨では、短時間であったにも関わらず、急激に水位が上昇。懸命の排水作業も追いつかず、生活道(市道)が冠水し、孤立住宅が発生。



○前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生(平成25年7月 江府町久連 川平山谷川)



○平成23年の台風12号等により遊歩道が被災(陸上海岸)



○本年7月の大雨で緊急輸送道路である国道が寸断(国道180号大木屋地区)
国道沿いの斜面が崩壊し、大量の土砂が道路を覆い尽くした。



○橋梁の耐震補強(境水道大橋(国道431号))

島根半島と弓ヶ浜半島を結ぶ延長約700mの長大橋梁で、大規模地震等の災害発生時における物資の緊急輸送道路、避難路の安全確保のため、平成26年度完了を目標に耐震補強工事を実施中。



《 鳥取県内の社会資本の老朽化状況 》

施設名		施設数	建設後50年が経過する施設数	
			現在	20年後
道路施設	橋梁(橋長15m以上)	717	(15%) 104	(55%) 393
	トンネル	37	(5%) 2	(38%) 14
河川施設	水門・樋門・堰(幅4m以上)	36	(0%) 0	(37%) 13
港湾施設	岸壁・防波堤・橋梁等	241	(10%) 23	(43%) 104

※県が管理するトンネルや橋梁など多くの社会資本の老朽化が進み、今後、維持管理に要する費用が増大する。

○老朽化により、コンクリート面が剥離し、鉄筋が露出している橋梁

現在、平成26年度完了予定で橋梁補強工事を実施中(源太橋(県道猪ノ子国安線)橋梁補強工事)



○コンクリートひび割れ、樋門本体の剥離が進行している樋門(湖山水門)



○通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間で、児童・生徒が通学する時間帯は通勤自動車の交通量が多く、特に踏切部分は車道幅も狭隘で危険なため、歩道設置と踏切拡幅の安全対策が必要。



5 「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、中央府省を解体し、国の事務・権限の地方へ移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。
- 東京一極集中の中央集権構造、地域間・地域内格差を是正するため、日本海国土軸等の多重型国土軸による地域発展型国土づくりを推進すること。
- 全国一律ではなく、地域が自らのあり方を選択・決定できる仕組みを導入すること。まずは設置が義務づけられている「教育委員会」を選択制とすること。
- 地方に課されている義務付け・枠付けの見直しを確実に実施し、条例制定権の拡大を図るとともに、「従うべき基準」の縮小など地方の自由度を実質的に高めるための見直しを行うこと。
 - ※第3次一括法の成立
第3次見直しに係る事項及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、第3次一括法（74法律を一括改正）が先の国会で成立。（H25.6.7）
- 国が当面の検討課題としている直轄道路・直轄河川やハローワーク、その他第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論を活かし、地方の要望も踏まえて国の事務・権限の移譲を着実に実現し、地域の実情に応じた地方分権改革を断行すること。
- 道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を行うべきであり、また、道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方の両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠。そのため、地方分権改革担当大臣の下に設置された地方分権改革有識者会議のほか、国と地方の協議の場に分科会を設置するなど、県、市町村など当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであること。
- また、道州制が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかなど、国民が適正に判断できる情報を積極的に発信し、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすこと。

6 地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

○地方法人課税のあり方の見直しや、地方消費税を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早期に実現すること。

○地方交付税の法定率の引上げ等を的確に行うとともに、地方の行政需要を的確に反映した別枠加算の確保などにより、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

また、都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによってもなお十分に解消されないことから、地方交付税の財源調整機能を強化すること。

○市町村合併に伴う普通交付税の特例措置の終了に伴い、合併市町村の財政運営に支障を生じることのないよう、地域の拠点としての支所機能や消防防災体制の維持等、市町村合併による行政区域の広域化に伴い生じる財政需要等を考慮した財政措置を講じること。また、合併を行わなかった市町村においても、過疎化や人口減少が進展する中で持続可能な行政サービス体制構築のために必要な財政措置を講じること。

○累増する臨時財政対策債について、税制抜本改革に取り組む中においてそのあり方の見直しを行い、増大を抑制すること。また、その実現までの間の臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。

○自動車関係諸税の簡素化・グリーン化の観点から、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直す際には、貴重な地方の税源を確保すること。また、地方環境税の創設等を行うとともに、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけ地方の取組を支援するなど、地球温暖化対策における地方の役割の重要性を踏まえた安定的な地方税財源を確保すること。

○地方交付税は地方共通の固有の財源であり、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として行った地方交付税の削減は、二度と行わないこと。

鳥取県は、県内企業との均衡を図る独自の公務員給与適正化を図ってきたことから、平成24年4月のラスパイレス指数（国カット前）が93.6、さらに平成25年1月1日の給与改定により、平成25年1月のラスパイレス指数（国カット後）が99.4となり、平成25年1月28日の総務大臣による給与削減要請以前から既に国家公務員より低い給与水準である。

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

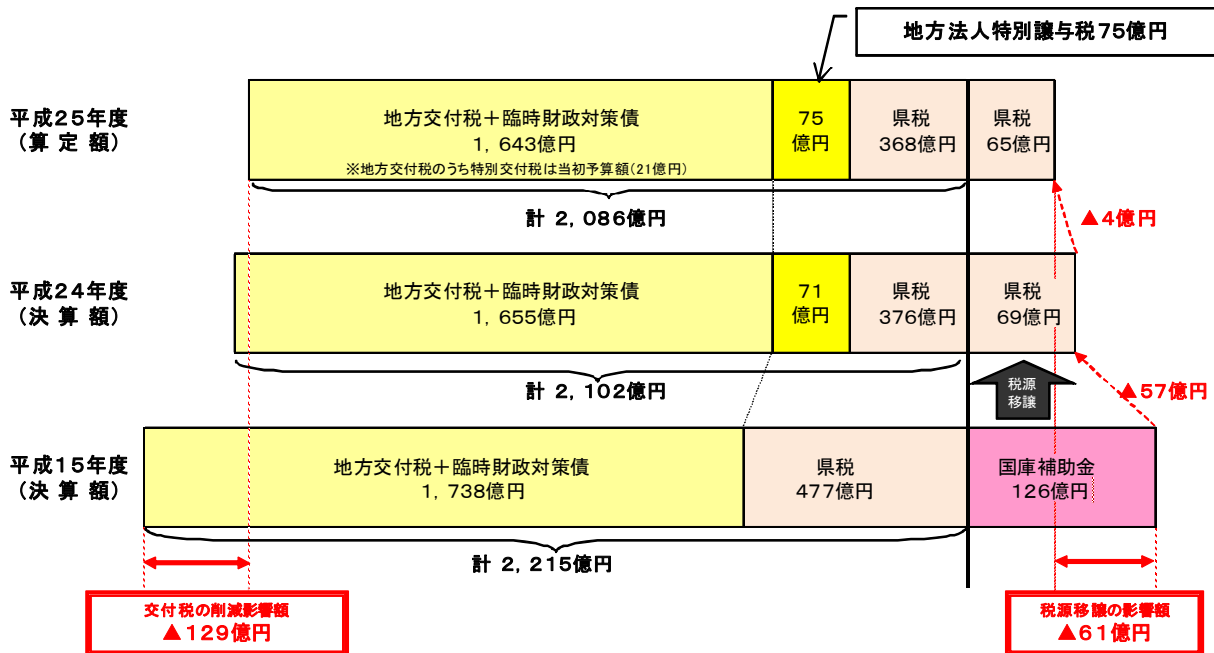
《都道府県ごとの一人当たり税収の最大／最小（平成23年度）》

地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.5倍	(東京都 : 鳥取県 = 2.2倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 5.3倍	(東京都 : 鳥取県 = 4.0倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 1.8倍	(東京都 : 鳥取県 = 1.4倍)

○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

《例》鳥取県の場合（平成15年度 ⇒ 平成25年度 ▲190億円）

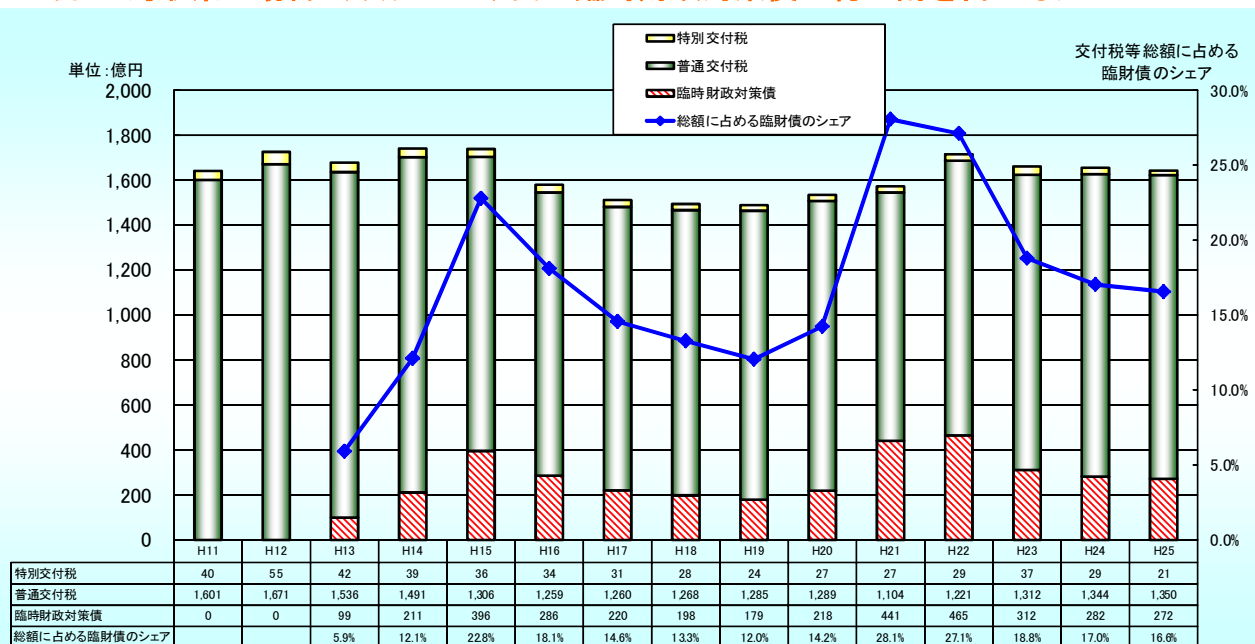
交付税の削減影響額と税源移譲の影響額（▲190億円）



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立 [脱！臨時財政対策債]

《例》鳥取県の場合（平成25年度 臨時財政対策債が約2割を占める）



※H25の普通交付税・臨時財政対策債については算定額、特別交付税については当初予算額を記載

7 地域活性化に資する戦略的な特区推進・採択について

《提案・要望の内容》

○大都市型の特区のみならず、国内需要を掘り起こし、新社会モデル創設へ戦略的に取り組んでいる鳥取県の地域活性化総合特区をはじめとした地方の意欲的プロジェクトに対し、国家戦略特区と同等の大胆な制度改革を行うこと。

【必要な制度改革】

- ・規制 電力会社が所有する配電線の第三者利用のルールの明確化
- ・税制 企業立地促進法に基づく設備促進税制（特別償却）の対象に実証に必要な設備を追加
特区事業に取り組む企業の法人実効税率を20%に引き下げ
- ・財政 特区の推進に必要な事業への新たな財政支援制度の創設
- ・金融 企業立地促進法に基づく優遇措置に新たな保証枠を創設
日本政策投資銀行等が政府系金融機関の融資において県が認定した事業者へ配慮

※鳥取発次世代社会モデル創造特区計画の概要（H24.7.25 地区指定、H25.6.28 計画認定）

- ・区域：鳥取県西部9市町村
- ・目標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけ新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図り、この好循環により地域経済の活性化を図る
- ・事業：とっとりスマートライフ・プロジェクト
 - ①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（米子市中心市街地）
 - ②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（江府町下蚊屋地区等）
 - ③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（南部町）

※（株）ナノオプトニクス・エナジー（米子）が生産する電動車椅子を活用した「クローラー型電動車椅子とICTによる病院内医療サービス向上実証事業」をJICAに提案中（対象国タイ）

※（株）ジャパンディスプレイは車載ディスプレイの開発・製造部門をH28年3月に鳥取に集約総合特区事業とディスプレイを組み合わせて新たな付加価値を創出する取組を現在検討中（電池残量から走行可能距離を表示、電力消費量の表示、健康情報へのアクセス・表示など）

※現在の総合特区制度は規制の特例措置や財政上の支援措置等の活用が少なく現在のボトムアップ方式の提案には限界がある。このため、国が主体的に関与する、国家戦略特区と同等の大胆な規制改革、税制措置などの制度改革を総合特区制度にも適用する必要がある

○関西圏域の研究ポテンシャルを活用したプロジェクトを国家戦略特区として選定すること。

【鳥取県の提案が含まれている共同提案プロジェクト】

- ・iPS細胞を活用した再生医療の研究・医療応用の加速化
- ・ICTを活用した健康診断情報の蓄積・共有化
- ・次世代電池及び電池関連部材の開発・次世代電池評価センターの設置

※関西には、再生医療をはじめとする先進医療分野や、新エネルギー分野などの優れた産学の研究ポテンシャルがあり、国家戦略特区を活用して大胆な規制改革や税制措置を集中的に講じることが、研究成果の実用化等を加速し、我が国全体の経済成長に大きく貢献する

※関西広域連合は、国家戦略特区に向けた関西としての提案をとりまとめ、H25年7月5日に関係省庁に提出

8 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について

《提案・要望の内容》

- TPP協定への参加の可否については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 今後、交渉を進めるにあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追うという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ①米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続。
- ②経営所得安定対策などを含む「日本型直接支払い」の見直しに当たっては、現行施策の水準の維持、円滑な移行。
- ③高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）。
- ④漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。

<参考1>

第18回TPP交渉会合の声明（7月25日）

- 日本を12番目の環太平洋連携協定（TPP）交渉国として歓迎。日本は積極的に交渉会合に参加
- 今回で市場アクセスなど12分野を議論。進展があったが、追加作業が必要な論点が依然多い。交渉はより困難な課題に対処する段階に差し掛かっている
- 工業品と農産品、繊維の市場アクセス分野で、交渉加速のための作業計画で合意。知的財産権、環境、国有企業の各分野で進展に向けた方策を模索
- 次回会合は8月22～30日にブルネイで開催

<参考2>

TPP交渉のスケジュール

7月15日～25日	第18回交渉会合（マレーシア）
7月23日	日本が交渉初参加
8月22日～30日	第19回交渉会合（ブルネイ）
10月	APEC（インドネシア）と同時開催のTPP交渉首脳会合で大筋合意？
12月	交渉妥結

<参考3>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物	219億円 (△32.4%)
林産物 (合板等)	9億円
水産物 (属人)	18億円 (△11.3%)
合計	246億円 (△25.0%)

※ () 内は対県内生産額比

<参考4>

「日本型直接支払い」など農業関連施策の制度確立

○農地・水保全管理支払交付金

・本県農業振興地域面積の3割をカバーしており、活動の高度化に貢献。兼業農家や非農家も参加した農業用施設の保全管理のための重要な施策として、定着しつつある。

○中山間地域等直接支払交付金

・生産条件の不利な中山間地域農業を守る重要施策として定着。

○米の所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、80千円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされており、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

境漁港の高度衛生管理市場整備に向けた検討

○さかいみなと漁港市場活性化協議会が本年3月に作成した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり (漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり (集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港、市場づくり (観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、高度衛生管理市場の整備に向けた具体的に検討。

《具体的な検討内容》

- ・ゾーニング、人・車両の入場管理、異物混入防止などの衛生対策。
- ・殺菌冷海水及び低温市場化による鮮度保持など。
- ・本年度、国直轄で高度衛生管理基本計画策定調査が実施されるので、専門のコンサルタントの意見等も参考にしながら、さかいみなと漁港市場活性化協議会で意見集約していく。

9 農林水産物の競争力強化に向けた輸出体制の構築について

《提案・要望の内容》

- ジャパンブランド確立のため、日本の食文化・農林水産物を海外へ展開するにあたり、国が先導的な立場となり農業団体、農業者、更には輸出業者など、国と産地が一体となってエリア毎に戦略的に取り組む「攻めの輸出体制」を確立するとともに、必要な予算措置を講ずること。
- 牛肉をはじめ、輸出先国における食品別の検疫等の規制の是正や国内における輸出基準・規制の是正など輸出環境の改善を講ずること。

※4月23日の産業競争力会議において林大臣より、「攻めの農林水産業」の施策を表明。平成32年までに農林水産物・食品の輸出額を平成24年現在の4,5百億円から1兆円水準とする目標を設定。

※日本の食文化や食を海外展開することは国の役割であり、これまで個々の産地での対応を国をあげたミッション形式とし、対象国・対象品目毎に対する戦略が必要。

※牛肉等畜産物輸出は、家畜伝染病（口蹄疫、BSE等）発生に伴う諸外国の輸入規制をはじめ、と畜場、食肉処理場の食肉取扱施設基準など輸出相手国により輸出食肉認定制度が異なり、国際標準化が必要。
更には、輸出に関する証明書の発行、通関手続きなど長期間要するため、輸出環境を早急に改善し輸出促進を図る必要がある。

<参考>

○「攻めの農林水産業」の具体化の方向（平成25年4月 農林水産省）

輸出戦略、食文化・食産業のグローバル展開

【目標】

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」（今後10年間で340兆円から680兆円に倍増）を獲得。
- その手段として、国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツ（水産物、和牛、日本酒等）の輸出による輸出拡大を目指す。
→品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る政策目標を設定する。

【政策の展開方向】

1. 日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made by Japan）
2. 日本の農林水産物・食品の輸出（Made in Japan）
3. 世界の料理界での日本食材の活用推進（Made from Japan）

○輸出食肉認定制

【認定輸出牛肉取扱施設】

輸出相手国	国内認定施設数	相手国が求める衛生要件	主な輸出食肉取扱施設
米国	7	・HACCPシステムの導入	岩手、群馬、鹿児島、宮崎
カナダ	5	・特定危険部位の除去	群馬、鹿児島、宮崎
香港	9	・家畜伝染病発生の有無など	岩手、群馬、鹿児島、宮崎、岐阜
マカオ	52	・特定危険部位の除去（30ヶ月	北海道、東北、九州、名古屋、東京、神戸など
タイ	32	齢未満）	北海道、東北、九州、近畿、名古屋、東京、神戸など
シンガポール	10	・家畜伝染病発生の有無など	岩手、群馬、鹿児島、宮崎、岐阜、滋賀

※国内の大手食肉加工施設に限られている。

10 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

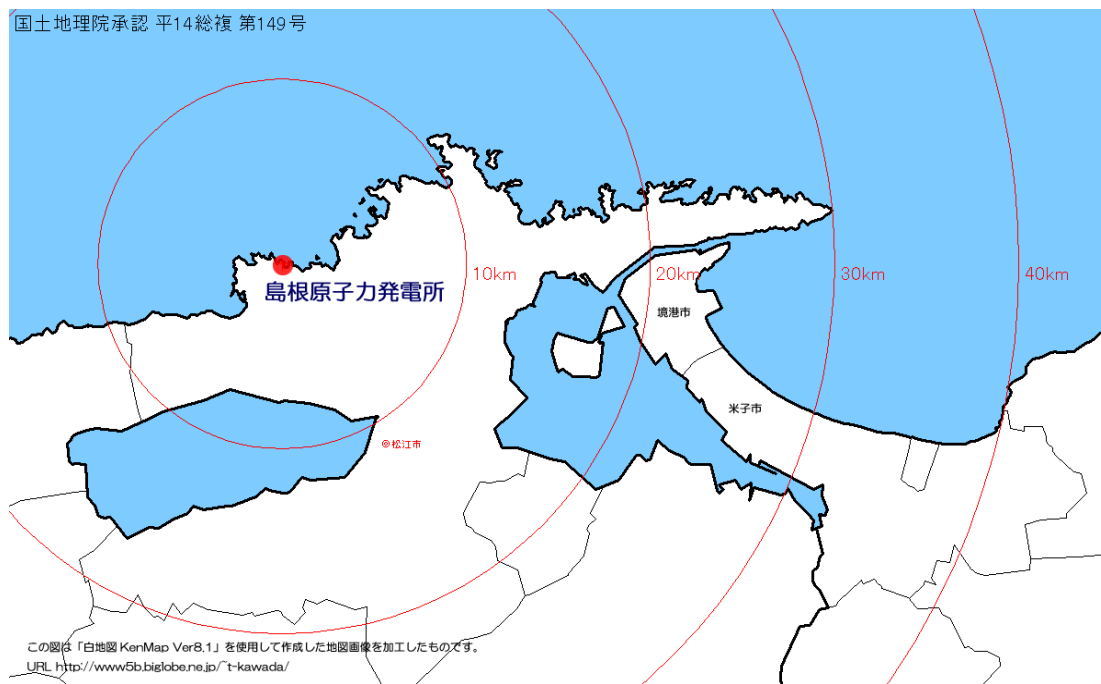
【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において平成27年度までの3カ年で整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の25年度以降の必要額は概算で約23億円!

- ・ 緊急に原子力防災体制の整備が必要。[H25～H27年度の3カ年整備] (単位:百万円)
- ・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。
- ・ 交付金の限度額約3.3億円(防護資機材整備・モニタリングシステム整備等)でいくと、整備まで約7～8年必要。

国の支援策	事業内容	H24年度 当初	H24年度 補正	H25年度 所要額	H26・27年度 所要額	計
原子力防災体制 (防護措置に必要な資機材とそれを実施するための体制整備)	防護資機材整備等	77	70	191	※維持費は別途	338
	普及啓発、防災訓練等	7	0	8	※同上	15
	危機管理体制整備等(TV会議システム、要援護者避難施設放射線防護等)	87	200	71	※同上	358
	交付金対象外(緊急事態対処センター(仮称)映像システム等) ※原子力防災に特化しないもの		202		※同上	202
モニタリング体制 (モニタリングポストの運用と分析体制の整備)	モニタリングポスト・システム・測定機器整備、環境試料分析等	4		215	333	552
	原子力環境センター(仮称)整備等		0	18 ※設計	827 ※設計・施工	845
被ばく医療体制 (被ばく医療機関(14)の体制整備)	被ばく医療整備等(スクリーニング、ホールボディカウンタ等)	71		402 ※鳥大付病院	150 ※中央病院	623
	緊急被ばく医療研修等	3		21		24
	安定ヨウ素剤備蓄等 (UPZ7万人・調剤機材)	2		14	15	31
合計		251	472	940	1,325	2,988

約17億円
3カ年で整備のため
には限度額超過

約23億円
H25年度以降、
約23億円不足!

11 原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEED I等による予測情報は不可欠なことから、SPEED Iの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用のあり方も含めた安定ヨウ素剤投与の手順や基準を早期に定めるとともに、事前配布時も含めた配布、服用指示時の薬事法等法令上の整理について明確に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

12 平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金（消防防災ヘリコプターの更新）の採択について

《提案・要望の内容》

- 鳥取県では、平成10年7月に運航開始した鳥取県消防防災ヘリコプターを平成26年度から平成27年度にかけて更新する計画であるため、平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金において事業採択していただきたいこと。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金における消防防災ヘリコプターの補助対象基準額は、機体は4億8千万円、装備は3億6,920万円であり、近年の購入価格と比較して低額であるため、補助対象基準額を引き上げること。

※鳥取県消防防災ヘリコプター（ベル式412EP型）は、風水害、地震発生時等の情報収集、物資輸送、林野火災空中消火、山岳等での救出救助活動など様々な場面で県民生活の安全確保に貢献。特に、鳥取県は中国地方最高峰の大山を擁し、県外登山客も多く、大山を始めとする山岳遭難の救助活動はヘリコプターの保有が必要不可欠。しかしながら、運航開始後15年を経過し、機体の劣化に伴う不具合の発生、交換部品の増加が顕著であり、平成28年度から新機体（設備）による運行開始を計画。

※山陰地区では、消防防災ヘリコプターは鳥取県と島根県（23～24年度更新）との2機、ドクターヘリは公立豊岡病院（兵庫県豊岡市）での共同運航、島根県立中央病院との広域連携で対応中であり、機体の数が少ない。

※近年他県が購入した際の契約額と補助金額を比較すると10億円以上の開きがあり、また、補助基準額は平成18年度緊急消防援助隊設備整備費補助金の創設時から増額がなく、実勢価格と大きく乖離。

<参考>

■消防庁補助事業の契約実績と補助金額との比較（鳥取県消防防災課調べ）

（千円）

採択年度	機種	契 約 実 績 ()内は補助金額						
		合計 基準額 849,200	機体 基準額 480,000	ヘリ高度化資機材 基準額 105,000	消火用タンク 基準額 30,000	衛星電話 基準額 13,700	ヘリテレシステム(機上) 基準額 70,172	ヘリテレシステム(地上) 基準額150,328
H21	ベル412EP	1,621,683 (416,413)	1,074,465 (240,000)	122,552 (52,500)	27,327 (13,663)	- -	92,476 (35,086)	304,863 (75,164)
H21	ユーロコプター AS365N3	1,364,162 (349,436)	1,128,962 (240,000)	110,250 (52,500)	31,500 (15,000)	14,700 (6,850)	78,750 (35,086)	- -
H22	ユーロコプター AS365N3	997,500 (325,286)	826,927 (240,000)	102,070 (51,035)	- -	- -	68,503 (34,251)	- -
H23	AW139 (アグスター)	1,475,248 (349,436)	1,199,316 (240,000)	116,037 (52,500)	64,611 (15,000)	18,634 (6,850)	76,650 (35,086)	- -

※補助金額は、基準額と契約金額との低い方の額の1/2



13 津波対策に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 津波対策推進事業費補助金は、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等の太平洋側地域のみ財政支援の対象とされている。
本県においても、平成23年度から被害想定や津波対策の見直しを進め、平成24年度から、市町村において津波対策を強力に実施しており、本県を含む日本海側地域も財政支援の対象とすること。

<参考>

- 本県の津波浸水想定の見直し（例：沿岸部の最大波高 2.1m → 7.6m）
- 本県における津波対策（鳥取県津波対策市町村支援交付金の概要）

鳥取県津波対策市町村支援交付金の概要

H24～H26年度

目的

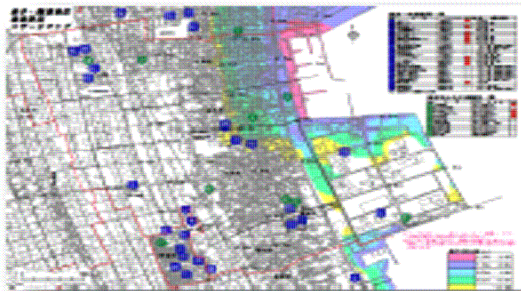
平成23年度に「鳥取県津波対策検討委員会」で新たに設定した津波浸水想定等に基づき、津波対策を行う市町村を支援することにより、地域住民の安心・安全の向上に資することを目的とする。

施策内容

(1)対象市町村 県内沿岸9市町村

(2)対象事業

○津波ハザードマップ作成事業



○表示板(避難所案内板、標高表示板等)設置事業



○津波対策の学識経験者等を活用した事業(避難計画の策定、避難訓練、研修会等)



(3)交付率 1/2

14 日本海海域における地形・活断層調査について

《提案・要望の内容》

- 東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要である。今年度から「日本海地震・津波調査プロジェクト」により、日本海側の調査観測を進められているところであるが、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を優先的に実施すること。

<参考>

- 日本海地震・津波調査プロジェクト（文部科学省）

出典：第3回 日本海における大規模地震に関する調査検討会 配布資料

日本海地震・津波調査プロジェクト

平成25年度予定額:588百万円
(新規)

背景

- 日本海東縁部では活断層が複雑に集中しており、ひずみ集中帯の重点的調査観測事業（H19～H24）において地震発生モデルを構築するなど調査観測を進めてきたが、**北陸沖や北海道沖は調査未了域**である。また、**日本海西部では調査観測がほとんどなされていない**状況にある。
- 日本海側の自治体では、東日本大震災以降、地震・津波の想定検討が活発に進められているが、これに必要な調査観測データが不十分であるため、**地域単位で全く異なる基準で想定が進むなどの混乱が生じている**。
- また、南海トラフや千島海溝付近の海溝型の巨大地震発生前後には、過去に背弧域（下図）において内陸や沿岸部の地震が発生している事例が見られることから、**海溝型地震と内陸沿岸地震との関連性を解明する必要がある**。

概要

日本海側の地震・津波発生モデルを構築し、地震・津波発生予測を行うとともに、**海溝型地震と内陸沿岸地震の関連性を解明**する。これにより、日本海側の地域における**地震・津波想定や防災対策の検討に貢献**するとともに、**地震本部の長期予測に資する**。

<調査内容>（事業実施期間：H25～H32（8年間））

- 「**詳細な地殻構造やプレート構造の把握**」（反射法地震探査、海陸統合構造探査）
- 「**津波波源モデルと震源断層モデルの構築**」及び「**津波波高・強震動シミュレーション**」
- 「**海溝型地震と内陸沿岸地震の関連メカニズムの分析**」
- 研究者、自治体、事業者、NPO、住民等が集まり、研究成果を活用して防災対策等を検討する「**研究成果展開のための地域勉強会**」の開催



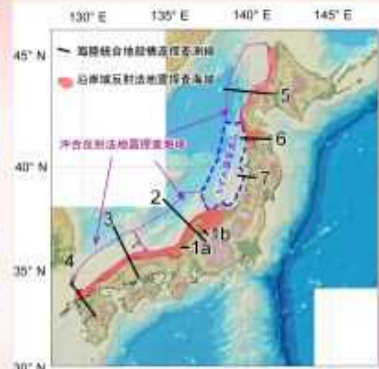
海陸統合探査によって得られた新潟地域の震源断層モデル



海溝型巨大地震と内陸地震の関係



地域勉強会の開催



観測予定地域と海陸統合探査測線

- ※反射法地震探査 → 地下内部の強い領域を把握
- ※海陸統合地殻構造探査 → 地下内部の強い領域（直線）の浅深部を精密に把握

<事業効果>

- 日本海側の地震・波源発生メカニズムの解明
- 海溝型地震（南海トラフ地震等）と内陸沿岸部地震との関連性評価
- 地震本部の地震・津波発生長期予測の高度化
- 自治体の地震・津波の想定検討、防災・減災対策への貢献
- 住民の防災リテラシーの向上 等

15 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送ヘリコプター配備について

《提案・要望の内容》

○大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備を行うこと。

<参考>

1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 平成25年5月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」においては、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されており、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送ヘリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策として有用である。



2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

16 拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

○拉致問題については、解決に向けて国民の期待が高まっており、この機を逃さず不退転の決意で北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。

<参考>

【政府認定拉致被害者】

①松本京子さん（米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定
(全国で17人目、県内初)



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 ※特定失踪者問題調査会の公表による

②古都瑞子さん（日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



③矢倉富康さん（米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



④上田英司さん（伯耆町出身、当時20歳）：昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】 ※鳥取県警察本部の公表による

⑤木町勇人さん（大山町出身、当時20歳）：昭和50(1975)年8月25日、京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。



17 地方バス路線等生活交通確保のための 支援策に対する財源確保等について

《提案・要望の内容》

○中山間地の生活交通を守る観点から、地理的不利益により経常費の嵩む地域等の路線は一律の基準でなく、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう抜本的に制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

※バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。

※特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における生活交通の確保策について、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

○生活交通確保のために県及び市町村が行う施策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象であり、地方の生活交通を守るために必要な財源であることから措置を継続すること。

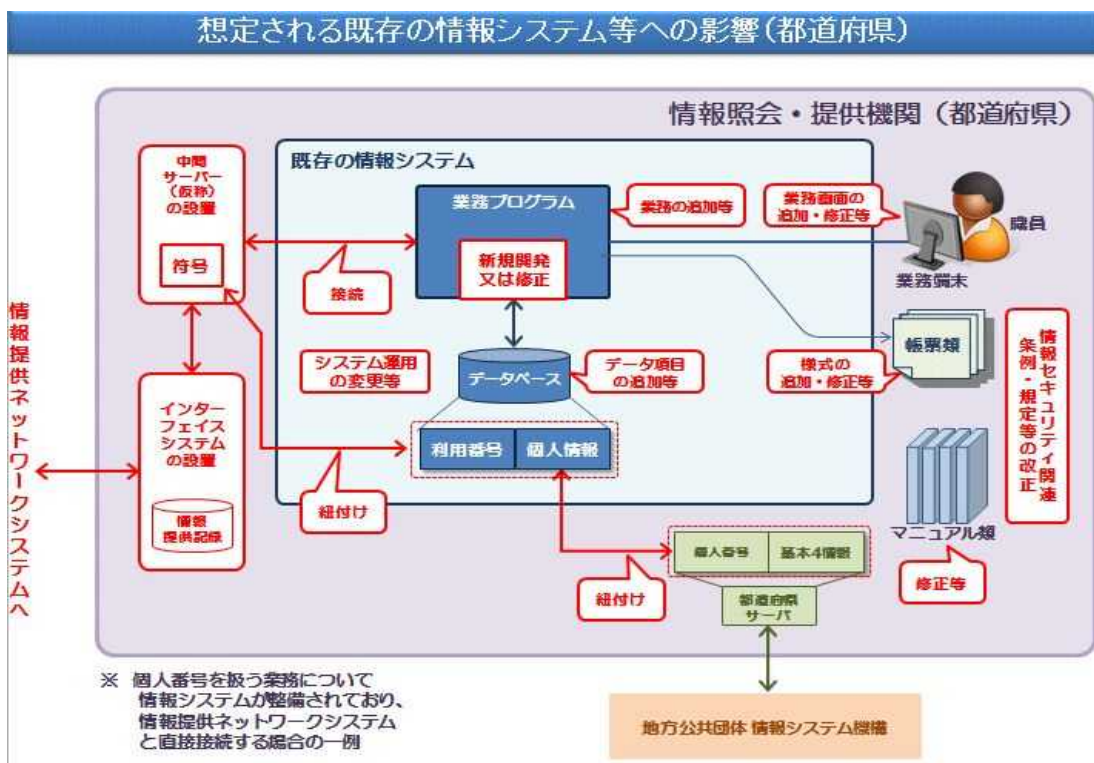
18 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

- 本制度は地方公共団体に多大な影響を与えるものであるため、現場の意見を十分に聞いた上で、円滑な制度移行になるよう十分留意すること。
- 各分野における既存システムの変更に係る作業の内容、手順、経費など、地方自治体への情報提供を早期に行うこと。
- 情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバに関して、具体的な仕様を早期に示すこと。
 - ※番号制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となり長期間を要するため、情報提供ネットワークシステム、インターフェースシステム、中間サーバの具体的な仕様が早期に判明しないと期限内に構築及び改修を行うことができない恐れがある。
- 番号制度の導入に伴うシステム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すること。
 - ※番号制度は国家的な情報基盤であることから、システム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すべきである。
- 地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の財政負担を最大限縮小すること。
 - ※地方公共団体情報システム機構法案では、地方公共団体情報システム機構の運営費用について、定款で定めるところにより地方公共団体が負担することとなっている。また、改正後の住民基本台帳法や公的個人認証法では、地方公共団体情報システム機構が国の機関等から情報提供手数料を徴収する規定がある。
 - ※国においては、番号制度の導入に伴い、国の機関等からの情報提供手数料の大幅な増収が見込まれるとされているが、具体的な根拠を示した上で、その妥当性や国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の理解を得る必要がある。

<参考>

想定される既存の情報システム等への影響



19 生活保護制度と新たな生活困窮者支援施策について

《提案・要望の内容》

生活保護制度については、「必要な人に必要な保護を行う」という原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度となるよう、以下について検討を行うこと。

○自立に向けたきめ細かい支援や適正実施が図られるよう、福祉事務所の人員配置基準の見直しを行うとともに、確実な財政措置を講じること。

○要保護者に過度な心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう検討すること。

※生活保護の申請に必要な書類について、法律及び法律から委任を受けた厚生労働省令を定めるにあたっては、申請時に必要書類の提出が必須であると思われないよう配慮すること。
 ※扶養義務者への扶養に対する回答義務付けや罰則の適用、生活保護費の現物給付（クーポン制）の導入については、過度な心理的な負担を与える恐れがあることから、慎重な検討が必要である。

○生活保護基準の検証にあたっては、今後も地方の実態を十分考慮すること。

※近年の猛暑による光熱水費の増加等夏季においてこれまで以上に特別の需要が生じており、夏季における加算の必要性が増している。
 ※自動車の普及率が高い本県の場合、生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められる場合にも、免許取得経費を支給できるよう支給要件の緩和が必要である。

○平成26年度以降も生活扶助基準の見直しに伴う影響が他制度へ及ばないよう、他の省庁と連携して対応すること。

○新たな生活困窮者支援施策の実施にあたっては、地域資源が乏しい小規模な福祉事務所設置自治体においても持続可能で実効ある運営ができるよう、確実な財政措置を講じること。

※鳥取県では、全19市町村のうち17市町村が福祉事務所を設置している。
 ※町村部では被保護世帯数が10世帯程度の小規模な福祉事務所もあり、対象者も少数と見込まれるなかで、事業実施体制の整備に苦慮している。

<参考>

福祉事務所のケースワーカーの配置基準

- ・ケースワーカー1人あたりの標準数⇒市町村：80世帯、県：65世帯（社会福祉法第16条）
- ・鳥取市及び米子市では、受給者の急増によりケースワーカーの配置が追いついていない状況

※鳥取県のケースワーカー数（24.4.1現在）

	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取市	16(82)	17(85)	18(93)	20(89)	22(87)
米子市	12(91)	14(81)	15(83)	16(82)	17(83)
倉吉市	8(51)	8(57)	9(58)	9(62)	9(66)
境港市	3(83)	3(85)	3(88)	4(72)	4(70)
郡部	14(49)	14(52)	16(49)	22(37)	25(33)
合計	52(71)	56(72)	61(74)	71(67)	77(65)

※（ ）は1人当たりの受け持ち世帯数

20 介護保険制度の負担のあり方について

《提案・要望の内容》

- 介護保険制度は国の制度設計による社会保障制度であるため、社会保障と税の一体改革における介護保険制度の見直しにあたっては、持続可能な制度の再設計、必要な低所得者対策とともに、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について、十分な議論を行うこと。
- また、軽度者（要支援1・2）対策について、介護保険制度から安易に切り離さないこと。もし、切り離して市町村事業への移行を行う場合でも、所要の財源措置を恒久的に講ずること。

※平成24年度からの第5期介護保険事業支援計画期間内における保険料は、鳥取県内平均で5,420円/月（全国平均：4,972円/月）と高齢者の負担が増大。現状のまま推移すると、高齢化の進展に伴い2025年には9,000円/月程度まで増えていく見込み。また、県、市町村の公費負担部分についても、介護保険費用の上昇及び人口減に伴い、負担感が急激に増している。

<参 考>

1 国の動向など

- 厚生労働省の推計によると、2025年度（平成37年度）の介護保険料は、全国平均で月額8,200円と、2012年度（平成24年度）の約5,000円より3,000円余りのアップが見込まれている。鳥取県の場合は、全国より高齢化の進展が早いことに加え、今後、都市部の高齢化に伴い、財政調整交付金割合の減率が見込まれ、9,000円程度となる見込み。
- 一方、低所得者対策については、社会保障制度改革国民会議等の議論では、現在一律額である2号被保険者（40-64歳）の介護納付金を、収入に応じた総報酬割に移行させることにより（つまり、若者世代に負担を転嫁することにより）、財源を産み出すとの方向が示されている。
- また、新聞報道によれば、国は、身の回りのことに手助けが必要な「要支援」と認定された高齢者向けのサービス（軽度者対策）について、見守りや配食などの生活支援が中心で自立支援に繋がっていないという指摘が出ていることなどから、介護保険から切り離し、市町村の事業として提供することも含めて見直しに向けた検討を開始している。

2 県内市町村保険料の状況

第1号保険料（保険者別一覧）

（単位：円、％）

保険者名	第5期 保険料基準額 (月額) ①	第4期 保険料基準額 (月額) ②	増減 (①-②)	伸び率 (①/②)-1
鳥取市	5,347	4,340	1,007	23.2%
米子市	5,436	4,761	675	14.2%
倉吉市	5,533	4,608	925	20.1%
境港市	5,980	4,567	1,413	30.9%
岩美町	5,617	4,990	627	12.6%
若桜町	5,380	4,133	1,247	30.2%
智頭町	5,480	4,950	530	10.7%
八頭町	5,027	4,141	886	21.4%
三朝町	5,600	4,500	1,100	24.4%
湯梨浜町	5,210	4,252	958	22.5%
琴浦町	5,658	4,500	1,158	25.7%
北栄町	5,760	4,895	865	17.7%
大山町	5,490	4,395	1,095	24.9%
日南町	5,700	4,470	1,230	27.5%
日野町	5,000	5,000	—	0.0%
江府町	4,720	4,650	70	1.5%
南部箕蚊屋広域連合	4,850	4,448	402	9.0%
県平均(加重)	5,420	4,513	907	20.1%

※県平均は市町村ごとの単純平均ではなく、全市町村の総給付費等をすべての第1号被保険者数で除したもの
 ※第4期介護保険料は、21年介護報酬改定に伴う保険料上昇分に対し、抑制のための交付金が措置され、各保険者が、平成21年度に保険料上昇分の全額、平成22年度には保険料上昇分の半額について交付金措置、又は3年間均一の保険料に設定したもの